事業報告 電子マニフェストの現況と取組み

情報処理センター

1. はじめに

平成９年６月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、廃棄物処理法）の改正により、処理を委託する全ての産業廃棄物に産業廃棄物管理票（以下、マニフェスト）の使用が義務化されるとともに、電子情報を活用する電子マニフェスト制度が創設され、平成10年12月より情報処理センターがシステムの運用を行っています。電子マニフェスト登録件数は増加傾向を示しており、平成25年度では1,746万件（電子化率35%）となりました。

一方、国は第三次循環型社会形成推進基本計画において平成28年度中にマニフェストの普及率（電子化率）50%を目標と定め、環境省ではその目標を踏まえて平成25年10月に電子マニフェスト普及に係るロードマップを策定しました。

こうした状況のもと、情報処理センターでも平成28年度中のマニフェスト電子化率50%達成を目標として引き続き普及促進に努めています。

また、東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所の事故（以下「東日本大震災」という。）による被災地の復旧・復興支援事業を行い、電子マニフェストシステムに関連して「ＪＷ災害廃棄物処理支援システム」を開発し、平成23年9月から運用しています。

本稿では、電子マニフェストの現状、普及活動状況等に加え、ＩＣカードを利用した運搬終了報告機能、電子契約機能及びWeb－EDI機能の提供等の新たな取組みについても紹介します。

2. 電子マニフェストの現状

2.1 電子マニフェストの加入者数

電子マニフェストの加入者数は、平成19年以降顕著な伸びを示しており、平成25年度末の加入者数は110,860社（排出事業者：90,857、収集運搬業者：13,005、処分業者：6,998）となっています（図1）。

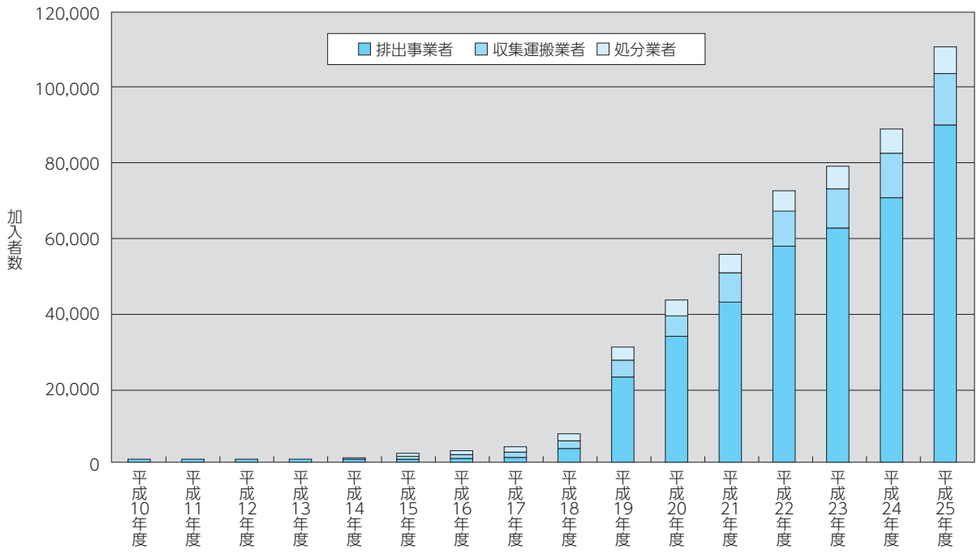


図1　電子マニフェストの加入者数の推移

平成25年度末の電子マニフェスト加入者（排出事業者）の業種別構成では、医療、福祉（76.9%）が最も多く、次いで製造業（6.9%）、建設業（5.9%）の順になっています（図2）。

また、都道府県別に見ると東京都（14,959）が最も多く、次いで神奈川県（8,425）、静岡県（7,979）の順になっています。静岡県では公共工事に電子マニフェストの利用が義務付けられていることが加入者増加に寄与していると考えられます（図3）。

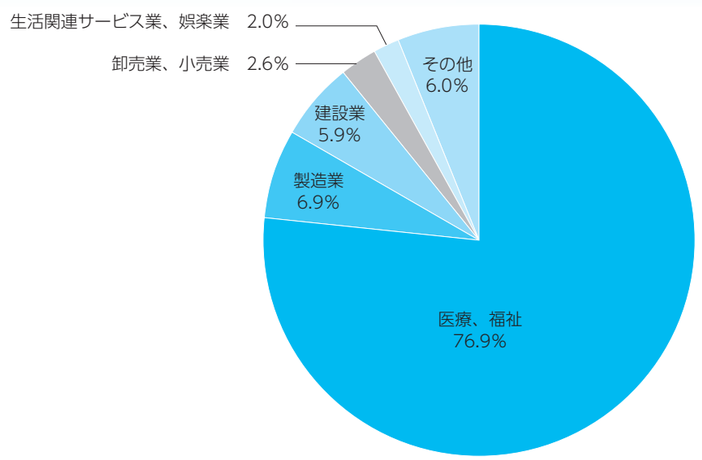


図2　電子マニフェスト加入者（排出事業者）の業種別構成（平成25年度実績）

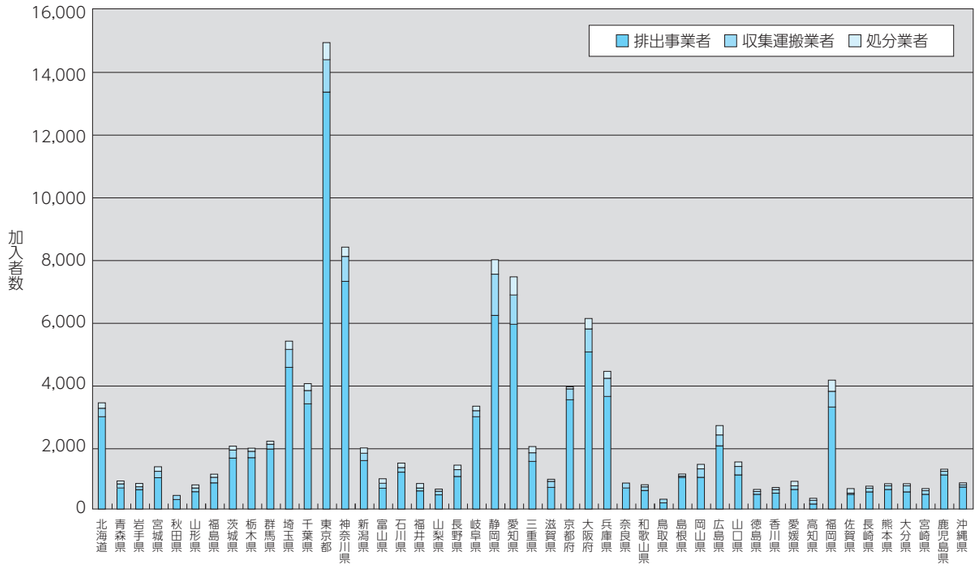


図3　都道府県別加入者数

事業報告 電子マニフェストの現況と取組み

2.2 電子マニフェストの登録件数

電子マニフェストの登録件数は、加入者数の推移と同様に平成19年度から急増して平成25年度は1,746万件となり、電子化率は35%となりました(図4)。

また、排出事業者の業種別の電子マニフェスト登録件数は、建設業の利用が全体の55.4%を占めて最も多く、次に、製造業(11.7%)、卸売業、小売業(9.5%)の順となっており、この3業種で全体の77%を占めています。(図5)。

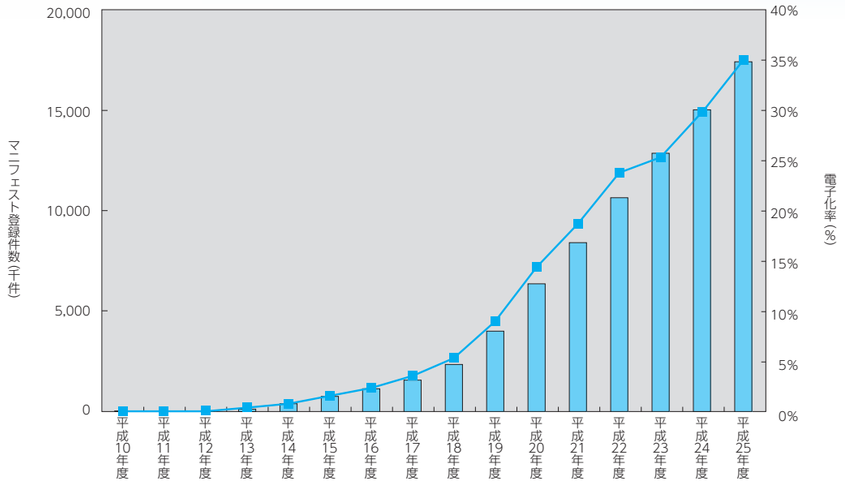


図4 年度別のマニフェスト登録件数と電子化率

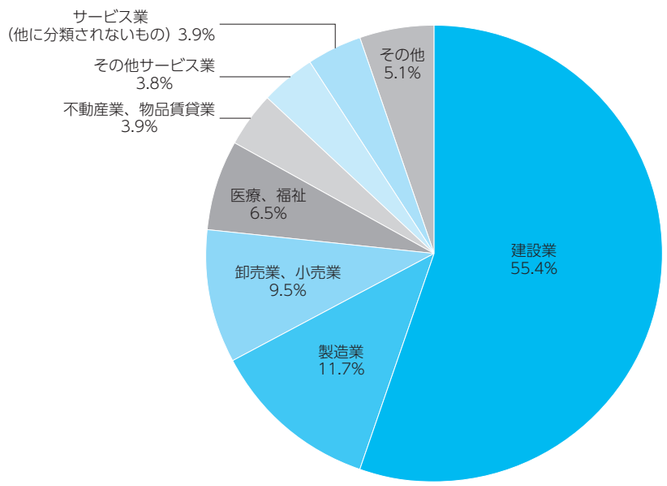


図5 排出事業者の業種別電子マニフェスト登録件数(平成25年度実績)

3. 災害廃棄物対策支援

3.1 「JW災害廃棄物処理支援システム」の運用

平成23年9月から東日本大震災で発生したがれき等処理の情報管理を目的として、関係自治体等において利用されてきた本システムを引き続き運用するとともに、本システムが災害発生時等に利用されるよう関係方面に働きかけを行います。

3.2 放射性物質汚染廃棄物等管理システム

放射性物質により汚染された廃棄物や土壌等の除染等の措置に伴って生ずる除去土壌の処理等の推進のため、その発生・排出から最終処分に至るまでの過程の的確な情報管理に利用できるものとして開発した本システムの供用を、関係各方面に働きかけます。

今後の放射性物質汚染廃棄物等の輸送管理計画等の進捗に合わせ、システムの改善を図るものです。

4. 新たな取組み

4.1 ICカードを利用した運搬終了報告機能

収集運搬業者が電子マニフェストの運搬終了報告の際にパソコンに入力する手間を簡易化するために、ICカードを利用した運搬終了報告機能を、6月より提供しています(図6)。

排出事業者は、委託契約書を基に入力パターン(経路情報)を事前登録し、排出現場で排出事業者のスマートフォンにICカードをかざしてマニフェスト情報をICカードに記録し、産業廃棄物の受渡確認を行います。運搬終了報告も、ICカードを処分業者のスマートフォンにかざすだけで、簡単に報告できるものになっています。

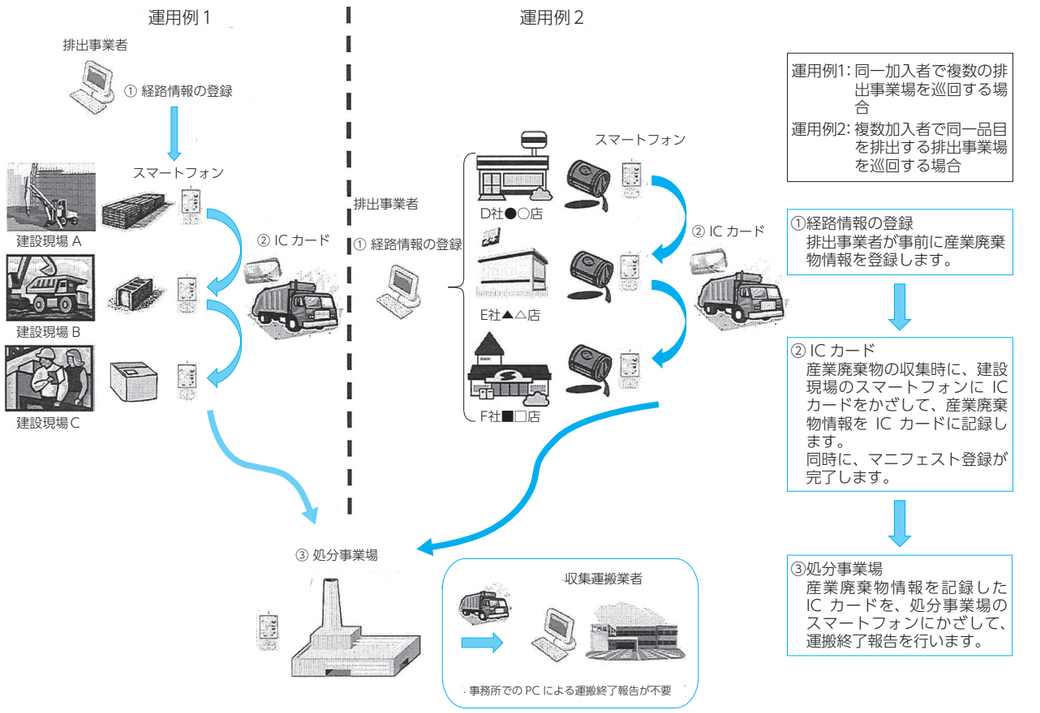


図6 ICカード方式の運用

電子マニフェストの現況と取組み

4.2　電子契約の保管・検索・閲覧機能

電子化された廃棄物処理委託契約書を長期間、安定して安全に保管でき、また、電子契約情報の検索・閲覧等ができる機能を開発し、6月から提供しています（図7）。

本機能によって異なるASPで登録（保管）された電子契約を一元的に検索・閲覧できるほか、今後は、電子化された契約書情報と電子マニフェスト情報とのリンクについて、開発を検討しています。

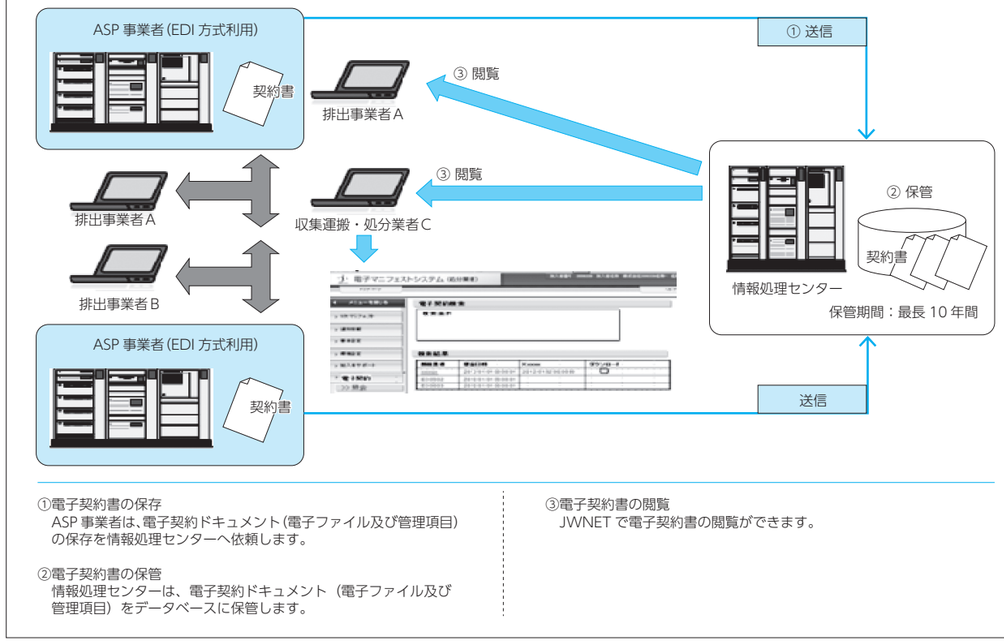


図7　電子契約の登録・検索・閲覧機能のイメージ

4.3　Web-EDI機能

従来のEDI方式は、自由な設計ができ、安定的に多量のマニフェストを一度に登録できるなどのメリットがある一方、専用のルータ、通信ソフトウェア等の整備が必要になるため、導入に労力が必要となっています。

そこで、EDIのメリットを簡便に得るために、Web方式同様にインターネット環境下でのファイル送受信により、マニフェスト登録、照会等を行うWeb-EDI機能を開発し、6月より提供しています。

Web-EDI機能とEDI方式、Web方式との比較を表1に示します。

表1　Web-EDI機能とEDI方式、Web方式との比較

	Web-EDI機能	EDI方式（自社）	Web方式
安定的に一度に登録（報告）できるマニフェスト件数の目安	50 ～ 200件（最大300件）	200件以上（最大300件）	50件（最大100件）
導入の容易性	○	×	○
タイムアウトの発生	発生しにくい	発生しにくい	多量の件数を送信すると発生しやすい

5.　電子マニフェストの普及活動

電子マニフェストの普及については、国で定めた普及率（電子化率）50%の早期達成を目標に、自治体等と連携して取り組んでいます。

5.1　自治体と連携した普及活動

平成25年度には、九都県市廃棄物問題検討委員会（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市により構成）から業務を受託し、九都県市内の電子マニフェスト利用状況等調査や電子マニフェスト説明会、普及啓発ツールの作製を行いました。

平成26年度においても、電子マニフェストの導入によるメリットや運用事例を説明する研修会を開催し、加入促進を図ることにしています。また、九都県市廃棄物問題検討委員会に後援をいただき、2014NEW環境展に電子マニフェストのブースを出展しました（写真）。



写真　展示会出展の様子

5.2　普及ツールの活用

電子マニフェストの概要やメリットをわかりやすく解説した「電子マニフェスト早わかりムービー」を作成し、ホームページで公開するとともに、ムービーにあわせたリーフレットを作成し配布しています（図8）。

http://www.jwnet.or.jp/jwnet/e-manifesto-mov



図8　ムービー及びリーフレット

5.3　説明会等の開催

未加入者の加入の動機づけのために、電子マニフェスト全般について説明する「概要説明会」をはじめ、導入にあたって事前相談できる「導入相談会」や、実際の操作を体験することができる「操作説明会」を開催し、普及を促進を図っています。

6.まとめ

情報処理センターでは、ICカードを利用した運搬終了報告機能や、Web-EDI機能などを追加し利便性の向上を図るとともに、電子化率50%に向けて総合的な普及促進活動を展開しています。

昨年10月に環境省により策定された「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」にも示されているとおり、今後は、自治体における積極的な活用や公共工事への導入を視野に入れ、自治体と連携した普及活動を予定しています。